破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第３２７号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗878番地61
破産者　守田真奈美
1　主文　当裁判所が平成25年８月20日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「兵庫県姫路市夢前町管生澗878番地61」とあるを「兵庫県姫路市夢前町菅生澗878番地61」と更正する。
2　決定年月日　平成25年12月10日
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２２２号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免88番地
破産者　福田　純子
1　決定年月日　平成25年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
佐賀県唐津市厳木町平之2447番地
破産者　毛利　勝彦
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１５８号
神奈川県平塚市西八幡１丁目12番15―103号　アルタイルヴィラ
破産者　大村　　剛
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７６０号
名古屋市中区丸の内２丁目11番23号　富士和ビル401号、従前の住所名古屋市東区徳川町2609番地の１　ロイヤルアーク徳川町602号
破産者　守山　良樹
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３８号
名古屋市港区宝神３丁目1403番地
破産者　筒井　寿樹
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０８７号
三重県志摩市阿児町安乗257番地
破産者　濵口　三生
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８号
鹿児島県志布志市志布志町帖6458番地１、前住所鹿児島市新照院町24番２号　ドリーム21　301号
破産者　黒松　孝紀
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
北海道旭川市豊岡11条２丁目１番12号　ジョビアル106号
破産者　石田真貴子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
山形県米沢市城西３丁目９番41号
破産者　本間　美雪
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第５９号
富山県高岡市波岡267番地
破産者　白石　紘幸
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３０号
金沢市八日市出町152番地　クラークハイツ101号、従前の住所金沢市駅西本町６丁目７番37号
破産者　提嶋　廣昭
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８８号
長野県松本市宮田19―18―105号、住民票上の住所長野県松本市笹部４丁目26番37号
破産者　山田　瑞香
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１９９号
長野県松本市渚４丁目10番３号　鎌倉ハイツ105
破産者　橋本　典子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２号
高知県須崎市吾井郷乙516番地、前住所奈良県天理市前栽町34番地14
破産者　嶋崎　幹臣
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第８６号
高知県幡多郡大月町大字弘見2064番地
破産者　谷　めぐみ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３３号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1930番地
破産者　パープルこと　工藤　光正
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部